

部会ニュース「7-57」を発行しました。

下記のとおりお知らせします。

▼目次

1. 介護保険制度の見直しに関する取りまとめに向け議論 社保審・部会
2. 地域共生社会の更なる展開など報告書案を提示 社保審福祉部会
3. 26年6月の臨時改定で「処遇改善加算」を拡充 厚労省が提案

1. 介護保険制度の見直しに関する取りまとめに向け議論 社保審・部会

- ・社会保障審議会・介護保険部会が15日に開催され、取りまとめに向けた議論を行った。厚生労働省は、「介護保険制度の見直しに関する意見」(案)および持続可能性の確保に関する各論点について、これまでの議論を整理し報告した。
- ・厚労省では持続可能性の確保について、▽1号保険料負担の在り方▽「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準▽補足給付に関する給付の在り方▽多床室の室料負担▽ケアマネジメントに関する給付の在り方▽軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方▽被保険者・受給者範囲▽金融所得、金融資産の反映の在り方▽高額介護サービス費の在り方－の議論を整理し報告した。
- ・「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準の議論では、介護保険制度における利用者2割負担の対象を拡大するにあたり、当分の間、一定の負担上限額を設けることや、配慮措置を設けることが整理された。配慮措置については2つの選択肢、▽新たに負担増になる者に、当分の間、負担増の上限(月7,000円)を設定▽預貯金等が一定額以下の者は申請により1割負担に戻す－について、論点ごとの議論が行われた。
- ・伊藤悦郎委員(健康保険組合連合会常務理事)は、「低所得者に配慮した上で原則2割を目指していく踏み込んだ見直しが必要」とし、平山春樹委員(日本労働組合総連合会生活福祉局局長)は、「2割負担の対象者を拡大すべきではない。見直しは慎重に行うべき」との考えを示した。
- ・菊池馨実部会長(早稲田大学理事・法学学術院教授)は、能力に応じた負担という考え方に基づいて検討する点は、「概ね意見が一致している」と認識を示し、持続可能性の確保の取りまとめに向けた準備を事務局に要請した。さらに、同部会の取りまとめが政治的・社会的に重みを持つことを踏まえ、委員に対し、事務局との個別調整も含めた協力を呼び掛けた。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第131回社会保障審議会介護保険部会の資料について

令和7年12月15日(月)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67187.html

2. 地域共生社会の更なる展開など報告書案を提示 社保審福祉部会

- ・厚生労働省は、15日に開催された社会保障審議会・福祉部会に、地域共生社会の更なる展開などに関する報告書案を提示した。委員からは賛成の意見が示され、報告書案は部会長一任で了承された。同部会での議論は終了し、今後は取りまとめに向けた作業が行われる。
- ・報告書案の各論としては、▽地域共生社会の更なる展開▽頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応▽社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方▽災害に備えた福祉的支援体制▽共同募金事業の在り方▽介護人材の確保・育成・定着－が記載された。
- ・介護人材の確保・育成・定着では、2026年度には約240万人、40年度には約272万人の介護職員数が必要とされ、22年の介護職員数215.4万人と比較した場合、新たに確保が必要な介護職員数は26年度で+約25万人、40年度は+約57万人と説明。報告書案には「現役世代である生産年齢人口の減少も見込まれる中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題」と明記した。
- ・報告書案は最後に、今回の議論も踏まえ「制度・分野間の壁や『支える側』『支えられる側』の枠組みを超えて、地域に住む人々同士が支え合い、自分らしく自律的な生きることができる地域共生社会が全国に生み出され発展していくことを強く祈念するとともに、絶えず変化する経済・社会状況も踏まえつつ、地域共生社会についての議論が、今後とも更に深化していくことを期待する」と結んでいる。同部会は厚労省に対し、報告書の内容を踏まえ、関係法令などの改正について検討し、制度や運用の見直しに必要な対応を速やかに講じるよう求めた。

※詳細は下記資料をご参照ください。

第32回社会保障審議会福祉部会 資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67170.html

3. 26年6月の臨時改定で「処遇改善加算」を拡充 厚労省が提案

- ・厚生労働省は介護職員などの賃上げ対応として2026年6月に臨時の介護報酬改定を行う方針を12日の社会保障審議会・介護給付費分科会に示した。その中身では、▽現行の「介護職員等処遇改善加算I、II」に生産性向上や協働化に向けた取り組みに関する上乗せ要件を満たした場合の上位区分を設ける▽訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等を対象にした加算を新設する－ことを提案した。
- ・25年度補正予算では介護職員などの処遇改善として、25年12月－26年5月までの半年分の賃上げ財源が手当される。厚労省は補正予算による措置終了後も介護事業所などが持続的に賃上げに取り組めるよう26年6月に介護報酬改定を行い、現行の「介護職員等処遇改善加算」(以下、「処遇改善加算」)の拡充を図ることを分科会に提案した。

- ・具体策では、25年度補正予算による措置が直接介護にあたる介護職員だけでなく、介護従事者も対象にしていることを踏まえ、現行の「処遇改善加算」の対象範囲を介護職員以外の介護従事者にまで拡大。「処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ」について、生産性向上や協働化に向けた取り組みを行っている場合の上位区分として、「加算Ⅰロ」および「加算Ⅱロ」を新設する案も提示した（現行の加算「Ⅰ、Ⅱ」は「Ⅰイ、Ⅱイ」に名称変更）。
- ・新設区分の「ロ」では現行の「加算Ⅰ、Ⅱ」の要件を満たした上で、訪問・通所サービスなどはケアプランデータ連携システムの導入または導入見込みであることを、施設・居住サービスなどは「生産性向上推進体制加算」の取得または取得見込みであることを上乗せ要件として求める。
- ・その際、26年度に新規で「処遇改善加算」を取得する、または上位区分に移行する事業所などに関しては、新設区分の上乗せ要件を満たしていればキャリアパス要件Ⅰ～Ⅳおよび職場環境等要件は26年度中の対応の誓約で充足している取り扱いとし、26年度当初からの算定を可能とする考えを示した。
- ・基準上は介護職員の配置がないために現行加算の対象外とされている訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援（いずれも介護予防サービス含む）を対象とした加算を別途新設することも提案。現行の「処遇改善加算Ⅳ」に準じた算定要件を設定するが、要件の整備に一定の期間が必要であることから、26年度中の対応の誓約で26年度当初からの算定を認める配慮措置を講じる。さらに新設区分の上乗せ要件を満たしている場合については、「処遇改善加算Ⅳ」に準じる要件の充足自体を免除する案も併せて示した。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第250回社会保障審議会介護給付費分科会（web会議）資料

令和7年12月12日（金）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66848.html